

基幹統計調査の承認の状況

(平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日分)

平成 26 年 2 月 17 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 ①調査事項の変更(簡易調査) ・「勤めか自営かの別」欄の選択肢中の「一般常雇者(契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者)」について、「一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)」と「一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)」に細分化。 ・「勤め先での呼称」欄の選択肢中の「契約社員・嘱託」について、「契約社員」と「嘱託」に細分化。 等 ②報告を求める者の変更(簡易調査) 熊本市の政令指定都市移行に伴う対象数の変更	H26.1.14

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。